

資源集団回収時における公用車の貸出し要領

平成20年1月 9日市長決裁

平成20年1月21日一部改正

平成21年7月 6日一部改正

平成22年3月 3日一部改正

平成26年9月18日一部改正

平成31年1月30日一部改正

(目的)

- 1 この要領は、ごみの減量、資源化を推進するため、市民自らが行う資源集団回収に対し公用車の貸し出しを行うものとし、貸出しに関する必要な事項を定めるものとする。

(貸出し車両)

- 2 貸出しする公用車（以下「公用車」という。）は、公務に支障のない範囲内で生活環境課が管理する次の車両とする。

(1) 日野デュトロ（平ボデー）岩手400ち3888

- ① 年式：平成21年
- ② 最大積載量：2 t
- ③ 乗車定員：3人
- ④ トランスミッション：5速マニュアル

(2) 三菱ふそうキャンター（ダンプ）岩手400す4506

- ① 年式：12年
- ② 最大積載量：2 t
- ③ 乗車定員：3人
- ④ トランスミッション：5速マニュアル

(3) いすゞ（平ボデー）岩手400ち6063

- ① 年式：平成22年
- ② 最大積載量：2 t
- ③ 乗車定員：3人
- ④ トランスミッション：オートマチック

(貸出し車両の制限)

- 3 貸出し車両は、同一団体に1台とする。また、予備日としての貸出しもしないものとする。

(使用対象者)

- 4 公用車を使用することができるものは、資源集団回収の団体登録をしている団体とする。

(使用用途)

- 5 公用車の使用用途は、各地区で実践する資源集団回収とする。

(使用地域)

- 6 公用車の使用地域は、市内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでな

い。

(貸出し日時)

7 公用車の貸出しは、12月29日から翌年1月3日までを除き、午前6時00分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用予約の受付)

8 公用車の使用予約の受付(電話予約可)は、次のとおりとする。

(1) 貸出しを受けようとする日の3ヶ月前から受付する。ただし、その日が年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)、土曜・日曜・祝日(以下、「休日等」という。)の場合は、その直後の開庁日から受付する。

(2) 受付時間は、年末年始及び休日等を除く毎日午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 同じ日の使用申請が窓口と電話で同時にあった場合、窓口の申し込みを優先する。

(4) 同じ日の使用申請が窓口で同時に複数あった場合、窓口で抽選を行い決定する。

(使用許可申請の受付)

9 (1) 資源集団回収時における公用車使用申請書兼誓約書(様式第1号)(以下、「申請書」という。)については、貸出しを受けようとする5日前までに公用車を運転する者の免許証の写しを添付の上、市長に提出するものとする。

(2) 運転者は申請書内「使用に関する誓約書」の内容をよく理解した上で、申請書の運転者欄へ署名捺印することにより、誓約することとする。

(申請場所)

10 申請の受付は、市役所生活環境課とする。

(使用の許可)

11 市長は、申請書が提出されたとき、内容を審査し、適当と認めた場合は、資源集団回収時における公用車使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。この場合に、管理上必要な条件を付すことができるものとする。

(使用の取消し等)

12 市長は、許可を受けた申請者(以下「被許可者」という。)に対し、次の事項に該当するときは、貸出し公用車の使用を取り消し、又はその返還を命ずることができる。

(1) 災害等により緊急で、かつ、やむを得ない理由により、貸出し公用車の使用を公用又は公共用に供する必要があるが生じたとき。

(2) 運行上その他の事情で貸出し公用車に支障が生じたとき。

(3) 申請書に虚偽の記載があったとき。

(4) 本件要領に違反する事実があったとき。

(5) その他使用することが適当でないとする行為をしたとき。

(転貸し等の禁止)

- 13 被許可者は、貸出し公用車を転貸し、又は借り受け目的以外に使用してはならない。
(貸出し及び返還)
- 14 被許可者は、原則として定められた保管場所から貸出しを受け、返還するものとする。
(交通事故の処置)
- 15 貸出し公用車の運転者及び同乗者は、交通事故が発生したときは、法令上の処置を取るとともに、直ちに次の事項に定める順序により事故処理をするものとする。
 - (1) 負傷者の救護処置及び救急車の要請
 - (2) 二次的事故の防止処置及び道路上の安全確保
 - (3) 所轄の警察署への通報
 - (4) 目撃者の確保及び現場状況の記録
 - (5) 事故の相手方の連絡先等の確認
 - (6) 市長への事故状況の報告
(事故等の届出)
- 16 事故等の報告は、資源集団回収時における公用車事故届出書(様式第3号)により、市長へ届け出るものとする。また、被許可者は、事故に関し、市が契約している共済加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく提出するものとする。
(損傷等の届出)
- 17 被許可者は、貸出し公用車を損傷し、又は亡失したときは、遅滞なく、資源集団回収時における公用車損傷等届出書(様式第4号)により市長に届け出るものとする。
(損害賠償)
- 18 被許可者又は運転者が交通事故等により第三者に損害を与えたときは、被許可者及び運転者は被害者に対する道義的責任を果たすと共に、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の約款等に基づき、市及び保険加入先と処理方針等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決しなければならない。
- 19 交通事故等により市が損害賠償責任を負った場合は、被許可者又は運転者は、次の事項に掲げる部分について市に対し損害賠償を行うものとする。
 - (1) 市が加入している自動車共済の限度額を超える部分
 - (2) 市の責めに帰すべき事項により生じた損害賠償に関する部分以外の部分
- 20 市が、被許可者又は運転者に代わり被許可者又は運転者が負担すべき損害額を支払ったときは、被許可者又は運転者は、直ちに、その支払額を市に弁済するものとする。
- 21 交通事故以外で貸出し公用車を損傷し、又は亡失したときは、被許可者又は運転者の責任において原状回復し、又は市に対し損害賠償を行うものとする。
(運転者等のけが)
- 22 事故における運転者及び搭乗者のけが等については、自己責任で対応するものとする。